

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構
平成18年度業務実績評価調書

平成19年8月

国土交通省独立行政法人評価委員会

業務運営評価（個別項目ごとの認定）

項目		評価結果	評価理由	意見
中期計画	平成18年度計画			
<p>I 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>1 組織運営の効率化</p> <p>・業務や組織のあり方について継続的に点検を行い、機動的に見直しを行う</p> <p>①法人の権限及び責任の明確化、透明性及び自主性の向上等に対応した組織の整備</p> <p>②社会経済情勢の変化に対し機動的に対応できる組織の整備</p>	<p>I 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>1 組織運営の効率化</p> <p>・必要最小限の組織として設置した総務部、経理部、企画部、関西業務部の4部により、組織運営の効率化に努める。</p>	3	必要最小限度の組織で効率的な組織運営に努力している。	組織については、継続的に点検を行い、機動的に見直しを行う必要がある。
<p>2 業務リスクの管理</p> <p>①会社との協定の締結に当たっては、金利、交通量、経済動向等の見通しについて最新の知見に基づき検討し、適正な品質や管理水準の確保を前提に、高速道路の新設等の内容、貸付料の額及び貸付期間、会社が徴収する料金の額及びその徴収期間、会社から引き受けることとなる債務の限度額等を定める。</p> <p>②債務返済の見通しについて定量的に把握することを通じて適切な債務の残高の管理に努める。社会経済情勢の変化に対応して協定を変更する必要があるとき又は業務等の適正かつ円滑な実施に支障が生ずるおそれがある場合、必要に応じて協定を変更。</p>	<p>2 業務リスクの管理</p> <p>①同左</p>	3	償還計画を踏まえつつ、金利動向、交通量等について定期的に確認・分析を行っている。また、料金徴収施設等の耐用年数の変更、スマートICの本格導入及び地域活性化ICの追加整備に伴い、協定及び業務実施計画を変更した。	

項 目		評定 結果	評定理由	意見
中期計画	平成18年度計画			
③債務返済に係る借換資金の安定的確保や金利コストの低減のため、調達が多様化など、適切な措置を講ずる。	②同左	4	政府保証債の超長期債発行(国内債券市場初)や多様な年限の財投機関債の発行などにより、債務返済の確実性を高める取り組みを行い、償還計画との対比において、平成18年度で27億円、累計で2,072億円の金利コスト低減を図った。	
3 業務コストの縮減 ・外部委託の活用等により業務運営全体の効率化を推進するとともに、安定的に低利での資金調達を行うことにより業務コストを可能な限り縮減。このうち、一般管理費については、4%を上回る削減。	3 業務コストの縮減 ・外部委託の活用等により業務運営全体の効率化を推進するとともに、安定的に低利での資金調達を行うことにより業務コストを可能な限り縮減。このうち、一般管理費については、1%を上回る削減。	3	業務繁忙期における人材派遣の活用等により業務運営の効率化を図っている。 また、多様な年限の財投機関債を発行し、調達が多様化を図ることにより、業務コストを縮減している。	
4 積極的な情報公開 ①財務内容の公開 ・財務諸表等を積極的に公開。セグメント情報について可能な限り詳細に示す。 ・債券説明書をホームページに掲載。	4 積極的な情報公開 ①財務内容の公開 ・財務諸表等を公開。セグメント情報もホームページに掲載。 ・同左	3	財務諸表等とともに、債務返済状況、セグメント情報、高速道路の収支状況等の追加的開示事項を積極的に公開をしている。 財投機関債を発行する都度、債権説明書をホームページに掲載した。	
②資産の保有及び貸付状況の公開 ・道路資産の内容について、国民に提供できる環境を整備。	②資産の保有及び貸付状況の公開 ・ホームページで公開している「道路資産の保有及び貸付状況」を更新。	3	「道路資産の保有及び貸付状況」(総括表及び路線別)を状況の変更の都度、更新している。	

項 目		評定 結果	評定理由	意見
中期計画	平成18年度計画			
③債務の返済状況の公開 ・債務返済の計画と実績の対比等の情報を分析等を含め公表。 ④債務返済の見通しの根拠の公開 ・債務返済の見通し（金利、交通量、収入、経済動向等）を公表。		—		
⑤費用の縮減状況等の公開 ・新設等に関する債務引受額、コスト縮減額、助成額等を公表。 ・会社が行う管理費用の縮減の内容、利便性の向上の指標を公表。	③費用の縮減状況等の公開 ・同左 ・同左	3	債務引受限度額と債務引受額を公表している（助成は該当なし）。 管理コスト、アウトカム指標の計画実績対比等を公表している。	
⑥評価及び監査に関する事項 ・年度業務実績評価、政策評価等について情報提供	④評価及び監査に関する事項 ・同左	3	年度業務実績評価や会計検査院の直近の検査報告等について、ホームページで情報の提供を行っている。	
⑦ホームページ等の充実 ・内容を充実し、価値のある情報の提供を行う。英語版を公開し、迅速な更新に努める。 ・アクセス件数を10%以上増加。	⑤ホームページ等の充実 ・内容を充実し、価値のある情報の提供を行う。英語版も迅速な更新に努める。	3	機構の審議会等の資料や会社の毎月の交通量データ等の情報を掲載し、内容の充実に努めるとともに、英語版の更新も行っている。	ホームページをはじめとする情報の公開にあたっては、内容の充実に加え、わかりやすい構成にも留意する必要がある。
⑧業務パンフレット等による広報 ・パンフレット等による情報提供。	⑥業務パンフレット等による広報 ・同左	4	これまでホームページ等で開示してきた情報を1冊にまとめたファクトブックを新たに発行し、有識者、地方公共団体、大学図書館、記者会等へ配布し、積極的に情報提供を行っている。	

項 目		評定 結果	評定理由	意見
中期計画	平成18年度計画			
5 業務評価の実施 ・業務全体について定期的に自己評価を行い、公表。	5 業務評価の実施 ・同左	3	内部統制委員会を設置し、18年度業務の自己評価を実施し、結果を公表している。	
Ⅱ 国民に提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 1 高速道路に係る道路資産の保有・貸付け ①道路資産台帳の作成、更新により道路資産の内容を把握。	Ⅱ 国民に提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 1 高速道路に係る道路資産の保有・貸付け ①同左	3	路線ごとに延長、敷地面積等を記載した道路資産台帳・原簿等を更新し、道路資産の内容を把握している。	
②道路資産の貸付けに当たって、会社が適切に良好な状態に保つよう維持、修繕することを確認。会社と、管理の実施状況について連絡、確認を行うとともに、情報公開に努める。	②管理の実施状況について会社から報告を受ける。高速道路の管理に関する客観的な指標（アウトカム指標）を公表する。	3	管理の実施状況について、会社から報告を受けるとともに、高速道路の現場において実地に確認を行い、客観的な指標（アウトカム指標）等が記載された報告書をホームページで公表している。	
2 承継債務及び会社からの引き受けた債務の早期の確実な返済 ①貸付料は、占用料等と併せて、債務返済費用等を45年以内に償うものとなるよう定める。毎年度の貸付料は、会社の料金収入から管理費を控除した額とし、将来の料金収入や管理費を見通してその計画値で算出。	2 承継債務及び会社からの引き受けた債務の早期の確実な返済	—		

項 目		評定 結果	評定理由	意見
中期計画	平成18年度計画			
<p>②債務の管理を適切に実施し、機構の有利子債務残高37.4兆円を33.6兆円に減少。</p> <p>1) 高速自動車国道及び本州四国連絡高速道路に係るそれぞれの有利子債務残高は、民営化時の承継債務の総額を上回らない。</p> <p>2) 首都高速道路、阪神高速道路及びその他の高速道路に係るそれぞれの有利子債務残高は、民営化時の承継債務の総額を上回らないよう努める。</p> <p>3) 新設、改築等に要する費用に充てるための債務で機構が各会社から引き受ける額は、各会社から徴収する貸付料を充てて返済できる範囲内。</p> <p>4) 全国路線網に属する高速道路にあっては、3会社から徴収する貸付料を充てて返済を行う債務の額を試算し、それぞれの返済の達成状況を公表。</p> <p>5) 全国路線網以外の高速道路にあっては、業務実施計画の対象ごとの債務について、各会社から徴収する貸付料による返済の達成状況を公表。</p>	<p>①債務の管理を適切に実施し、有利子債務残高を35.5兆円に減少。</p> <p>1) 同左</p> <p>2) 同左</p>	3	<p>有利子債務残高については、会社からの引受債務が計画を下回ったこと等により、36.5兆円から計画の35.5兆円を下回る35.2兆円に減少させ、確実に有利子債務を削減した。</p> <p>高速自動車国道、本州四国連絡高速道路、首都高速道路、阪神高速道路及びその他の高速道路に係る有利子債務残高は、いずれも民営化時の承継債務の総額を下回った。</p>	
<p>③貸付料、占用料等の確保及び低利での資金調達等の業務コスト縮減による債務の早期の確実な返済。</p>	<p>②貸付料、占用料等の確保及び低利での資金調達等の業務コスト縮減。</p>	3	<p>低利での円滑な資金調達により、業務コストの縮減に努めている。</p>	
<p>④金利、交通量等の変動を注視し、債務返済の見通しについて定量的に把握することを通じて適切な債務の残高の管理に努める。</p>	<p>③同左</p>	3	<p>役員会等において、債務返済状況と合わせて、金利動向、交通量等について定期的に分析を行い、適切な債務管理に努めている。</p>	

項 目		評定 結果	評定理由	意見
中期計画	平成18年度計画			
<p>3 会社が高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務の引受け</p> <p>①協定における新設及び改築の債務引受限度額は、供用予定区間を単位として適正額を設定。</p> <p>②修繕の債務引受限度額は、修繕時期等を考慮して単位を定め、その単位ごとに適正額を設定。</p>	<p>3 会社が高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務の引受け</p>	-		
<p>③債務引受限度額を見直す場合は、見直し前の額を基準に、算出の基礎となった工事の内容等を考慮し適正額を設定。</p>	①同左	3	協定変更において、地域活性化I-Cの追加整備に伴い、債務引受限度額を見直し、適正な額を設定している。	
<p>④会社から債務を引き受ける際は、対象道路資産に対し、引受額が適正であることを確認。</p>	②同左	3	会社により作成された事業費内訳書等の書類により引受額が適正な額であることを確認している。	
<p>⑤道路資産が機構に帰属する場合は、道路資産の内容の確認を適正に実施。</p>	③同左	2	<p>機構が承継した資産について、18年3月に資産評価要領(案)にしたがって正しく資産評価を行った旨、報告があったが、その後の精査等により資産額の誤りが判明し、国土交通省道路局長より注意、是正文書が交付された。</p> <p>これに対し、資産額の誤りについては、平成18年度決算において修正を行うとともに、会社と「確認書」を取り交わす等、再発防止のための措置を講じた。</p>	今後、同様な資産評価額の誤りを生じさせないよう、会社と連携し、再発防止のための措置の適切な運用に努める必要がある。

項 目		評定 結果	評定理由	意見
中期計画	平成18年度計画			
<p>4 会社に対する首都高速道路又は阪神高速道路の新設、改築又は修繕のための無利子貸付け</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国等と連携した適切な貸付計画の策定。 ・財源となる出資金等が交付された場合、遅滞なく会社に対する無利子貸付けを実施。 	<p>4 会社に対する首都高速道路又は阪神高速道路の新設、改築又は修繕のための無利子貸付け</p> <ul style="list-style-type: none"> ・同左 	3	<p>無利子貸付けの貸付計画及び、無利子貸付金貸付け要項に基づき、会社に対する無利子貸付けを実施している。</p>	
<p>5 会社に対する災害復旧のための無利子貸付け</p> <ul style="list-style-type: none"> ・財源となる補助金が交付された場合、遅滞なく会社に対する無利子貸付けを実施。 	<p>5 会社に対する災害復旧のための無利子貸付け</p> <ul style="list-style-type: none"> ・同左 	—	<p>災害復旧のための補助金の交付はなかった。</p>	
<p>6 高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理に要する費用の縮減を助長するための仕組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協定において、新設、改築及び修繕に係る費用の会社の経営努力による縮減額の一部を助成する仕組みを定め、適正に運用。 ・貸付料の額の固定により、維持、修繕その他の管理に要する費用の縮減が会社業績に反映される仕組みとし、協定の見直しを通じて成果を国民に還元。 	<p>6 高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理に要する費用の縮減を助長するための仕組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協定に基づき、新設、改築及び修繕に係る費用の会社の経営努力による縮減額の一部を助成する仕組みを適正に運用。 	4	<p>高速道路の新設等に要する費用の縮減を助長するための助成金の交付について、公平性・透明性・客観性を確保するため、委員会を設置して審議を行い、「助成金交付における経営努力要件適合性の認定に関する運用指針」を制定した。</p>	<p>今後は「指針」の適正な運用を通じ、会社の費用縮減の助長に努める必要がある。</p>

項 目		評定 結果	評定理由	意見
中期計画	平成18年度計画			
<p>7 道路整備特別措置法に基づく道路管理者の権限の代行その他の業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会社等と連携を図り、通行止め等の行政措置を遅滞なく実施。手続きを適正かつ効率的に行うため、会社と協力して情報連絡体制を構築。 ・道路占用等の許可に当たり、制度の適切な運用に努め、事務手続きを継続的に点検し必要に応じ見直し。 	<p>7 道路整備特別措置法に基づく道路管理者の権限の代行その他の業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会社等と連携を図り、通行止め等の行政措置を遅滞なく実施。 ・同左 	3	<p>24時間常駐の道路監理役による情報連絡体制に基づき、通行止め等の行政措置を実施している。</p> <p>高架下等の占用許可や連結許可等を適正に行うため、高架下利用等審議会を設置して審議を行っている。</p>	
<p>8 本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法に規定する業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務の実施に当たり本四会社と連携し、一般旅客定期航路事業等に係る影響の軽減を図る。 		—		
<p>9 本州四国連絡鉄道施設に係る業務</p> <p>①鉄道事業者からの利用料の確実な徴収及び本四会社の協力を得た当該施設の管理。</p>	<p>8 本州四国連絡鉄道施設に係る業務</p> <p>①同左</p>	3	<p>鉄道事業者と協定を締結して、利用料を徴収するとともに、本四会社と協定を締結し、鉄道施設の管理を実施している。</p>	
<p>②災害発生時には本四会社の協力を得て速やかな復旧を行う。</p>	<p>②同左</p>	—	<p>災害の発生はなかった。</p>	
<p>10 業務遂行に当たっての取組</p> <p>①国及び出資地方公共団体並びに会社との緊密な連携の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・積極的な情報及び意見の交換 	<p>9 業務遂行に当たっての取組</p> <p>①国及び出資地方公共団体並びに会社との緊密な連携の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・同左 	3	<p>会議等を通じ、各機関との情報及び意見の交換を行っている。</p> <p>高速道路の維持管理や管理権限の行使、資産管理等において、会社との協力連絡体制の強化や役割分担の明確化により業務の改善を図った。</p>	

項目		評価結果	評価理由	意見
中期計画	平成18年度計画			
②高速道路事業の総合的なコストの縮減 ・協定の締結又は見直しに際し、新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理に係るコスト縮減努力が図られるよう工夫。		—		
③高速道路の利用促進 ・多様で弾力的な料金施策やインターチェンジの拡充等の利用促進施策の推進を会社に促す。	②高速道路の利用促進 ・同左	3	スマートICの本格導入に伴う協定変更を行った。	料金施策、利用促進策、新たな技術開発、環境施策等を会社に促すため、機構として、より積極的な取り組みを期待したい。
④高速道路事業に関する新技術の開発等の促進 ・費用の縮減を助長するための仕組みを通じて、会社に新技術の開発等を促す。	③高速道路事業に関する新技術の開発等の促進 ・同左	3	経営努力要件適合性の認定に関する運用指針において、新技術採用を通じたコスト縮減に関する項目を入れ、会社に新技術の開発を促している。	
⑤環境への配慮 ・特定調達物品等の100%調達。 ・会社に対し、高速道路の整備や料金施策等の実施の際、環境に配慮するよう促す。	④環境への配慮 ・同左 ・同左	3	特定調達物品等を100%調達している。	
⑥危機管理 ・高速道路の供用に重大な影響を与える事態の発生時、会社及び関係行政機関と協力して迅速かつ的確な情報収集等を行う。 ・会社等と連携し、当該事態を想定した訓練を年1回以上実施、機構独自の非常時参集訓練等を適宜実施。	⑤危機管理 ・同左 ・同左	3	能登半島地震発生の際、防災業務計画等に基づき、非常災害対策本部を設置し、情報収集及び伝達を行った。 高速道路会社等と連携した防災訓練を2回実施するとともに、非常時参集訓練を実施した。	

項目		評価結果	評価理由	意見
中期計画	平成18年度計画			
Ⅲ 予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画 1 財務体質の強化 ①協定の締結又は見直しに当たっては、金利、交通量等の見通しを最新のデータ及び手法を用いて適切に把握し社会経済情勢の変化等に適切に対応。	Ⅲ 予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画 1 財務体質の強化	—		
②貸付料について、協定締結時及び業務実施計画認可時に適正性の審査を厳格に行う。業務活動による収入の確保を図る。	①確実に貸付料を収受するなど、業務活動による収入の確保を図る。	3	協定に基づき貸付料の収受を確実にし、収入の確保を図っている。	
③調達資金に係る金利コストの低減及び徹底した業務コストの縮減により債務返済以外の支出を抑制。	②同左	3	低利での資金調達等による業務コストの縮減を行い、債務返済以外の支出を抑制している。	
2 予算 ・中期計画参照 3 収支計画 ・中期計画参照 4 資金計画 ・中期計画参照	2 予算 ・年度計画参照 3 収支計画 ・年度計画参照 4 資金計画 ・年度計画参照	3	予算の範囲内で業務が執行されており、収入についても、計画額以上に確保している。 なお、契約状況については、随意契約又は指名競争から一般競争入札への移行、企画競争の導入や随意契約理由等の公表等の取り組みが行われており、調達における契約については適切に実施されている。	
Ⅳ 短期借入金の限度額 ・単年度9,600億円	Ⅳ 短期借入金の限度額 ・9,600億円	—	平成18年度は該当なし。	
Ⅴ 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 ・該当なし	Ⅴ 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 ・該当なし	—		

項 目		評定 結果	評定理由	意見
中期計画	平成18年度計画			
VI 剰余金の使途 ・剰余金は予定していない。	VI 剰余金の使途 ・同左	—		
VII その他主務省令で定める業務運営に関する事項 1 施設及び設備に関する計画 ・該当なし 2 人事に関する計画 ①方針 1) 職員の勤務成績及び法人の業務成績の処遇への反映。職員に必要な業務リスク管理等の知識及び能力の養成に努める。 2) 定員の抑制及び人員の適正な配置による業務運営の効率化。	VII その他主務省令で定める業務運営に関する事項 1 施設及び設備に関する計画 ・該当なし 2 人事に関する計画 ①方針 1) 同左 2) 人員の適正な配置による業務運営の効率化。	3	外部機関主催の研修への職員の参加、有識者を招いての講演等の開催等により業務に必要な知識及び能力の養成に努めている。 また、業務量等の業務の実態を勘案した人員の適正配置に努めている。	
②人員に関する指標 ・発足時の常勤職員数を90人とし、人員を抑制。	②人員に関する指標 ・常勤職員数は90人を上回らない。	3	常勤職員数は、計画を下回る85人であり、前年度からの増減はない。	
③人件費に関する指標 ・概ね4%を削減。	③人件費に関する指標 ・17年度年間換算額を上回らない。	3	効率的な組織運営や業務運営を図ることにより、17年度年間換算額（実績ベース）に比べ、2.4%の削減を行ったが、当機構のラスパイル指数は高い数値となっている。その要因は、本指標の算出方法に、勤務地や学歴が考慮されていないことも一因であるが、その要因を捨象しても124.2と高い水準にある。	

項 目		評定 結果	評定理由	意見
中期計画	平成18年度計画			
④給与体系の見直し ・給与体系の見直し	④給与体系の見直し ・同左	3	国家公務員の給与構造改革等を踏まえ、本給表の水準の引下げ、号級の細分化等を行った。	

<記入要領>・項目ごとの「評定結果」の欄に、以下の段階的評定を記入するとともに、その右の「評定理由」欄に理由を記入する。

5点：中期目標の達成に向けて特筆すべき優れた実施状況にあると認められる。

4点：中期目標の達成に向けて優れた実施状況にあると認められる。

3点：中期目標の達成に向けて着実な実施状況にあると認められる。

2点：中期目標の達成に向けて概ね着実な実施状況にあると認められる。

1点：中期目標の達成に向けて着実な実施状況にあると認められない。

・5点をつけた項目には、特筆すべきと判断した理由として、他の項目における実績との違いを「評定理由」欄に明確に記述するものとする。

・必要な場合には、右欄に意見を記入する。

総合的な評価

業務運営評価（実施状況全体）

極めて順調	順調	概ね順調	要努力	評価理由
	○			各項目の合計点数＝107 項目数（35）×3＝105 下記公式＝102%

＜記入要領＞

- ・個別項目の認定結果をもとに、以下の判断基準により、それぞれの欄に○を記入する。
 - （各項目の合計点数）／（項目数に3を乗じた数）が120%以上である場合には、「極めて順調」とする。
 - （各項目の合計点数）／（項目数に3を乗じた数）が100%以上120%未満である場合には、「順調」とする。
 - （各項目の合計点数）／（項目数に3を乗じた数）が80%以上100%未満である場合には、「概ね順調」とする。
 - （各項目の合計点数）／（項目数に3を乗じた数）が80%未満である場合には、「要努力」とする。
- ・但し、評価の境界値に近接している場合であって、法人の主要な業務の実績に鑑み、上位又は下位のランクに評価を変更すべき特段の事情がある場合には、理由を明記した上で変更することができる。

総合評価

（法人の業務の実績）

中期計画の達成に向けた平成18年度計画の実施状況に係る総合評価は順調と考えられる。

平成18年度における、機構の主な業務実績は以下のとおり。

- ・一般管理費や金利コストが計画を下回ったこと、債務引受額が計画を下回ったことなどから、平成18年度末時点における有利子債務残高を35.2兆円に減少させた（計画35.5兆円）。
- ・政府保証債の超長期債券発行（国内債券市場初）、財投機関債の40年債含む超長期債の発行（7割）などにより、将来の借り換えに伴う金利上昇リスクを軽減して債務返済の確実性を高めた。
- ・債務返済状況、セグメント情報、高速道路の収支状況等の追加的開示事項を公開するとともに、これまで開示してきた情報を一冊にまとめた「高速道路機構ファクトブック」を発行する等、積極的に取り組んだ。
- ・高速道路の維持管理や管理権限の行使、資産管理等において、会社との協力連携体制の強化や役割分担の明確化により、業務の改善を図った。また、高架下等の占用許可や連結許可を適正に行うため「高架下利用等審議会」、水底トンネル等における通行の禁止・制限を適正に行うため、「水底トンネル等における危険物積載車両の通行の禁止又は制限に関する審議会」を設置して審議を行った。
- ・公平性・透明性・客観性を確保するため、「助成金交付における経営努力要件適合性の認定に関する運用指針」を制定した。
- ・契約については、一般競争入札の範囲の拡大等を行い、随意契約の理由等を公表した。

（課題・改善点、業務運営に対する意見等）

- ・機構が承継した資産価額の誤りについては、18年度決算で修正し、機構と会社間の確認書の締結等、再発防止のための措置が講じられたところであるが、今後、同様の誤りを生じないように会社と連携し、これらの措置の適切な運用に努める必要がある。
- ・給与水準が国家公務員と比べて高いものとなっているところであり、「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）を踏まえ、引き続き人件費の削減を着実に進める必要がある。特に、ラスパイレス指数については、高い数値となっている要因を精査し、改善について、更なる努力を求めたい。
- ・会社による高速道路の新設等に要する費用の縮減、料金施策等の利用促進策、新技術の開発、環境施策等を促すため、機構としてより積極的な取り組みが必要である。
- ・国民の理解と支持を得ていくため、更なる情報公開の取り組みが必要である。公開にあたっては、わかりやすさへの配慮も重要である。
- ・組織については、業務実態や社会経済情勢の変化に的確に対応するため、継続的に点検を行い、機動的に見直しを図る必要がある。

（その他推奨事例等）

特になし